

## 【鳥インフルエンザ・アフリカ豚熱合同関係府省庁連絡会議幹事会】

- ・ 日程 令和6年7月31日（水） 11：00～11：30
- ・ 議題
  - ① 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策について
  - ② 我が国におけるアフリカ豚熱対策の状況について
- ・ 出席者  
内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

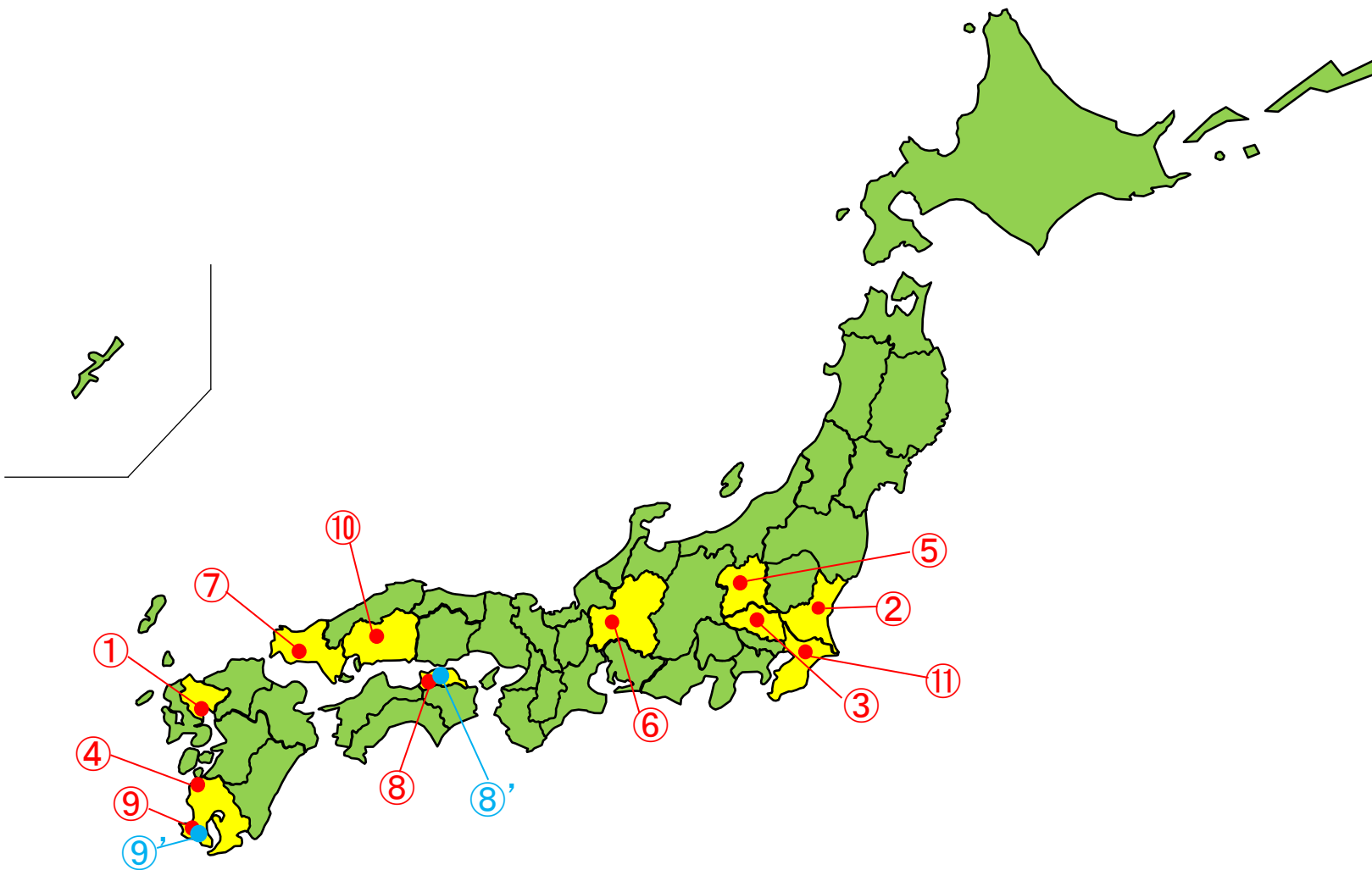
# 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策について

農林水産省

令和6年7月

# 今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況 ①

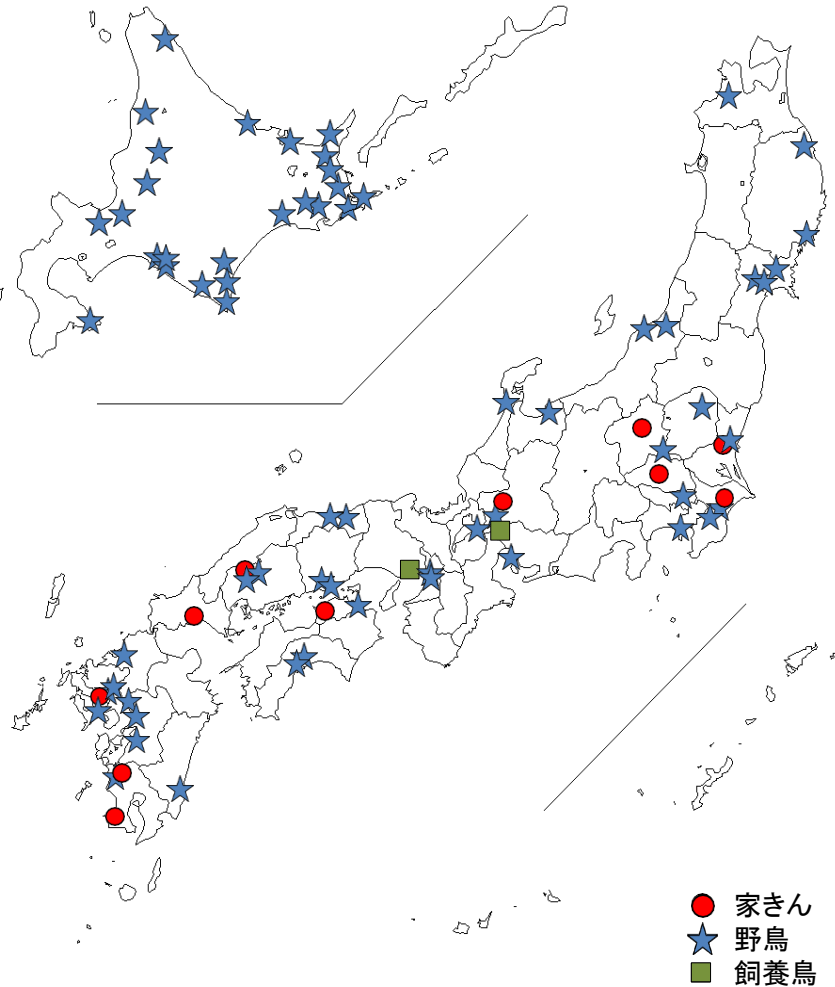
○ 今シーズンは、令和5年11月25日に国内1例目が確認されて以来、令和6年4月29日12時00分時点で**10県11事例**発生し、**約85.6万羽**が殺処分の対象となっている。



# 今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況 ②

- 令和5年度シーズンは、過去のシーズンと比較すると、家きんでの初事例日は遅かったところ。
- 野鳥での感染については、10月4日に陽性を初確認。陽性確認件数はこれまでの4シーズンで2番目に多かった。

## 令和5年度シーズン鳥インフルエンザの発生状況

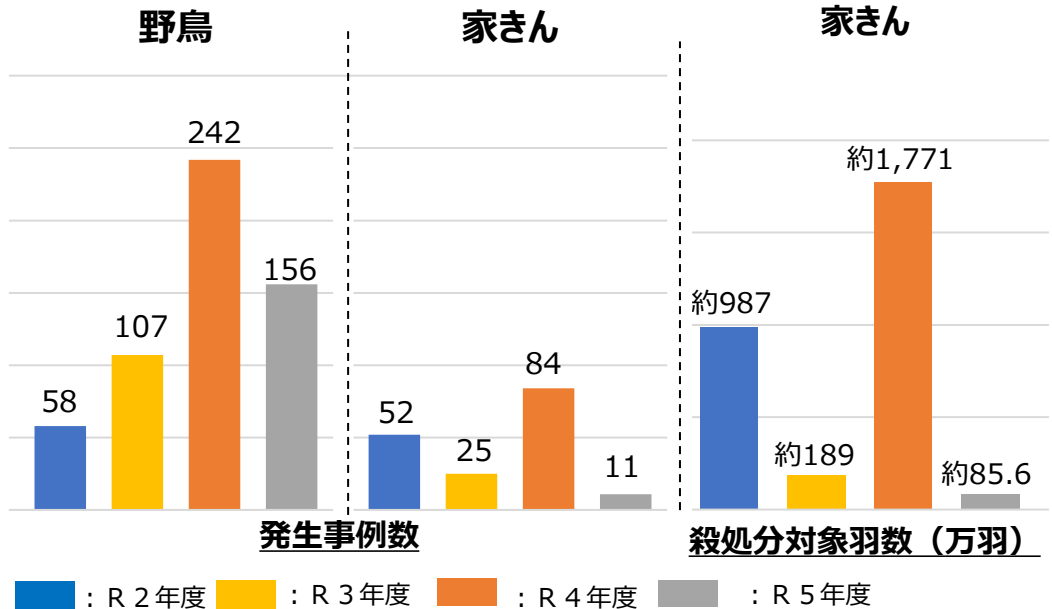


## 過去シーズンとの比較

### (1) 初発、最終確認日

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月19日	4月30日
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日

### (2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



※野鳥における発生事例数は環境省HP参照

# 過去の鳥インフルエンザの発生事例

## <平成15年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～3月…3府県4事例 約27万羽 (山口県、大分県、京都府)  
 (※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生)

## <平成18年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

1～2月…2県4事例 約16万羽 (宮崎県、岡山県)

## <平成22年度の発生> H5N1亜型 (高病原性)

11～3月…9県24事例 約183万羽 (島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県)

## <平成26年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

4月…1県1事例 約10万羽 (熊本県)  
 12～1月…4県5事例 約35万羽 (宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県)

## <平成28年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

11～3月…9道県12事例 約166万羽 (青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県)

## <平成29年度の発生> H5N6亜型 (高病原性)

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽 (香川県)

## <令和2年度の発生> H5N8亜型 (高病原性)

11～3月…18県52事例 約987万羽 (香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県)

## <令和3年度の発生> H5N1亜型/H5N8亜型 (高病原性)

11～5月…12道県25事例 約189万羽 (秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道)

## <令和4年度の発生> H5N1亜型/H5N2亜型 (高病原性)

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽 (岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県)

## <令和5年度の発生> H5N1亜型/H5N6亜型 (高病原性)

11～4月…10県11事例 約85.6万羽 (佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県)

## <平成17年度の発生> H5N2亜型 (低病原性)

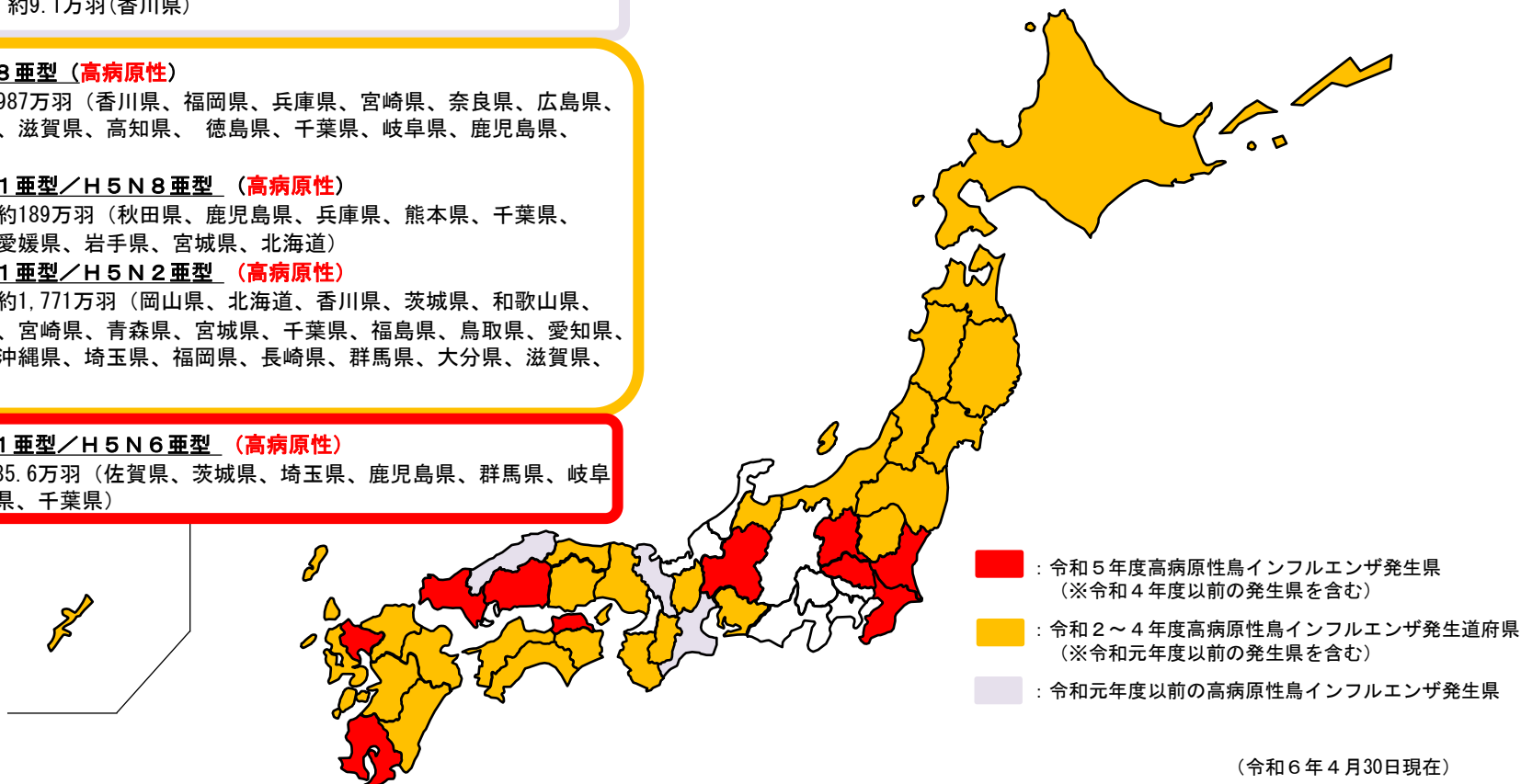
6～12月…2県41事例 約578万羽 (茨城県、埼玉県)

## <平成20年度の発生> H7N6亜型 (低病原性)

2～3月…1県7事例 (うずら) 約160万羽 (愛知県)

### ※野鳥における発生 (高病原性)

- ・平成20年 全3県
- ・平成22～23年 全16県 (他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
- ・平成26～27年 全6県12例 (H5N8型)
- ・平成28～29年 全22都道府県 218例 (H5N6型)
- ・平成29～30年 全3都県45例 (H5N6型)
- ・令和2～3年 全18道県58例 (H5N8型)
- ・令和3～4年 全8道府県107例 (H5N1型/H5N8型)
- ・令和4～5年 全26道県184事例 (H5N1型/H5N2型/H5N8型) (飼養鳥全5県8事例 (H5N1型))
- ・令和5～6年 全28都道県154事例 (H5N1型/H5N3型/H5N5型/H5N6型) (飼養鳥全2県2事例 (H5N1型))



# 令和6年度シーズンに向けた高病原性鳥インフルエンザ対策

- 今シーズン（R5）は、**野鳥における感染事例が数多く確認された中、家きんにおける発生は10県11事例と大幅減少。**
- 専門家からは、昨シーズン（R4）の大規模発生も踏まえた、**農場における飼養衛生管理の向上も寄与しているとの指摘。**
- **来シーズン（R6）に向けては、今シーズンの疫学調査で得られた知見を活用しつつ、従来から行っている対策に加え、農場へのウイルス侵入防止対策、農場周辺等での野鳥・野生動物対策、早期通報の徹底等**に取り組むとともに、都道府県等と連携し発生時の防疫措置に万全を期すことが重要。

## R6シーズンに向けた対策のポイント

（出所）2023～2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書  
（2024年7月3日・高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム）

### 1 重点対策期間における対策の徹底

- ・ 9月中の防疫体制の整備
- ・ 11月～翌年1月を重点対策期間とした対策の徹底

### 2 農場へのウイルス侵入防止対策

- ・ 全ての従業員・外来者の衛生管理遵守の徹底
- ・ 第三者の視点や飼養衛生管理等支援システムを用いた遵守状況の正しい評価・理解

### 3 既発農場における対策

- ・ 過去に発生のある地域・農場において特に発生リスクが高くなる環境要因があることを念頭に置いた農場での警戒や地域的な対策の徹底

### 4 農場周辺及び農場での野鳥・野生動物対策

- ・ 地域一体となった農場周辺地域におけるカラス等の野鳥誘引防止対策
- ・ 農場における野鳥等の侵入防止対策

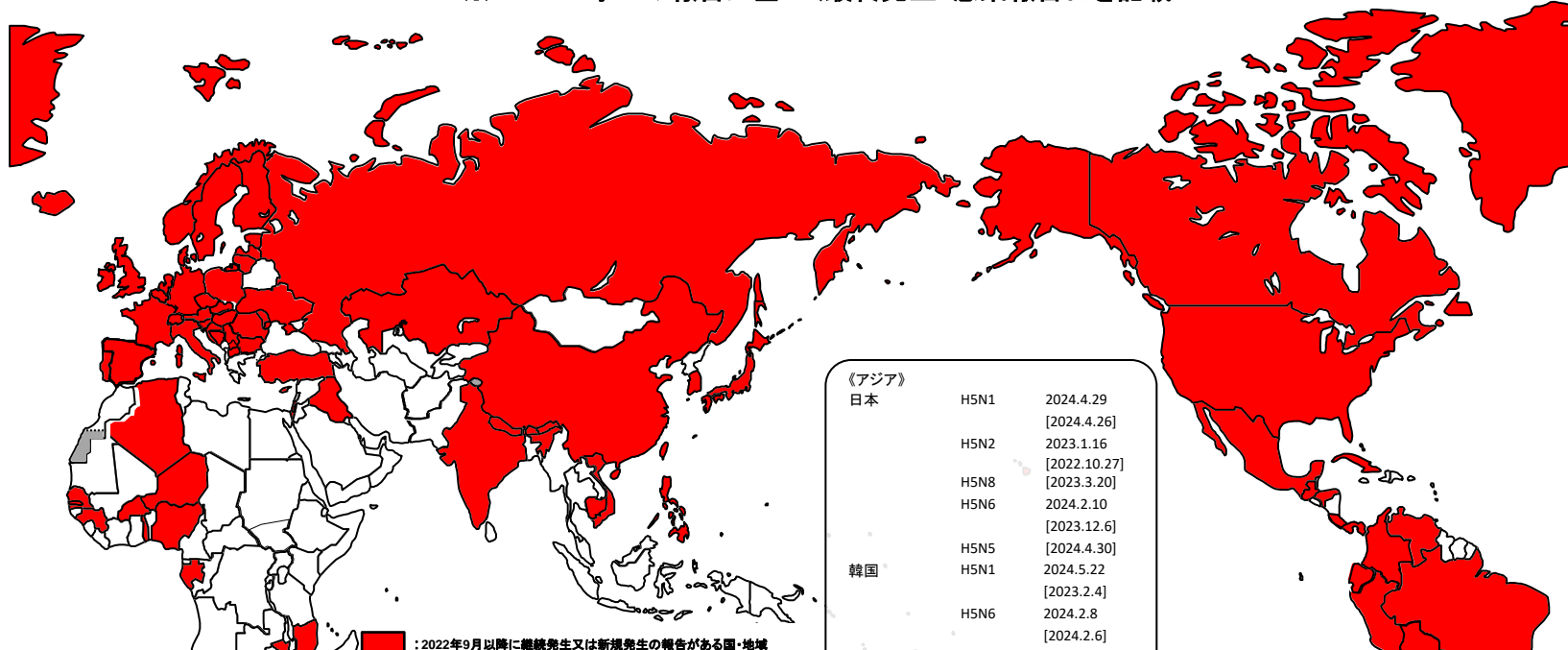
### 5 早期摘発・早期通報の徹底

- ・ 早期摘発・早期通報の徹底による近隣伝播リスクの低減 等

(参考資料)

# 高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2022年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



■ : 2022年9月以降に継続発生又は新規発生の報告がある国・地域

《ヨーロッパ》			
アイスランド	H5N1 [2023.3.23]	デンマーク	H5N1 2024.2.15 [2024.4.3]
	H5N5 [2023.11.18]	(グリーンランド)	H5N5 [2023.9.14]
アイルランド	H5N1 2022.11.18 [2023.9.11]	(フェロー諸島)	H5N1 2022.10.2 [2022.9.22]
イタリア	H5N1 2024.2.19 [2024.2.13]		H5N5 2023.10.6 [2023.9.14]
英国	H5N1 2024.2.12 [2024.4.5]	ドイツ	H5N1 2024.2.27 [2024.6.21]
オランダ	H5N5 [2024.3.19]		H5N5 [2024.2.15]
	H5N1 2023.12.1 [2024.2.19]		H5N8 [2024.2.28]
北マケドニア	H5N1 [2022.11.3]		H7N5 [2024.6.29]
スイス	H5N1 2023.3.19 [2023.12.25]	ノルウェー	H5N1 2024.2.17 [2024.4.4]
スウェーデン	H5N1 2024.3.14 [2024.2.16]		H5N5 [2024.1.15]
	H5 [2024.2.21]	ハンガリー	H5N1 2024.4.26 [2024.3.13]
スペイン	H5N1 2023.2.4 [2024.6.14]	フィンランド	H5N1 [2024.1.24]
	H5N1 2023.2.24 [2024.4.19]		H5 [2023.7.27]
スロベニア	H5N1 2023.2.24 [2024.4.19]	フランス	H5N1 2023.7.10 [2024.7.15]
セルビア	H5N1 [2023.11.25]		H5 2024.1.15
クロアチア	H5N1 2023.11.14	ブルガリア	H5 2023.11.27
ウクライナ	H5 [2023.12.22]		H5N1 2024.5.10
	H5N1 2024.2.6 [2024.2.28]		不明 2022.10.20
		カザフスタン	H5 [2023.12.28]
		コンゴ	H5N1 発生日不詳

《アジア》			
日本	H5N1	2024.4.29	[2024.4.26]
	H5N2	2023.1.16	[2022.10.27]
	H5N8	2023.3.20	[2023.3.20]
	H5N6	2024.2.10	[2023.12.6]
	H5N6	2024.2.10	[2024.4.30]
韓国	H5N5	2024.5.22	[2023.2.4]
	H5N1	2024.5.22	[2024.2.6]
	H5N6	2024.2.8	[2024.2.6]
台湾	H5N1	2024.6.29	[2024.2.23]
	H5N2	2023.1.23	[2023.1.12]
	H5N5	2023.1.12	[2023.12.21]
香港	H5N1	2023.12.5	[2024.1.31]
イスラエル	H5N1	2023.12.5	[2024.1.31]
フィリピン	H5N1	2024.3.10	[2023.9.5]
	H5N6	2023.1.4	[2023.12.5]
ベトナム	H5N1	2022.10.3	[2023.12.5]
インド	H5N1	2024.4.21	[2023.9.5]
ネパール	H5N1	2023.6.3	[2023.2.9]
カンボジア	H5N1	2024.7.5	[2023.10.8]
ブータン	H5N1	2024.7.10	[2023.12.5]
中国	H5N1	2024.5.11	[2024.5.25]
	H5	2023.2.15	[2023.8.2]
イラク	H5N1	2024.5.11	[2024.5.11]

《オセアニア》			
豪州	H7N3	2024.6.23	
	H7N9	2024.5.22	
	H7N8	2024.7.8	

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	H5N1	2024.2.1	[2023.8.14]
(南樺太)	H5N1	2023.7.25	[2024.3.27]
モルドバ	H5N1	2024.2.14	[2024.3.27]

《アフリカ》			
南アフリカ共和国	H5N1	2023.1.6	[2022.12.1]
	H5N2	2022.11.29	[2024.4.20]
	H7N6	2023.12.18	[2022.11.22]
	不明	2024.2.29	[2022.11.22]
アルジェリア	H5N1	2022.12.18	[2022.11.22]
ニジェール	H5N1	2024.2.27	[2023.3.8]
ナイジェリア	H5N1	2023.3.18	[2023.3.8]
セネガル	H5N1	2024.3.18	[2023.3.8]
ギニア	H5N1	2023.6.21	[2023.4.15]
トーゴ	H7	2023.9.29	[2023.4.15]
モザンビーク	H5N1	2024.3.26	[2023.4.15]
ブルキナファソ	H5N1	2023.3.25	[2023.4.15]
ガンビア共和国	H5N1	2024.5.3	[2023.4.15]
ガボン共和国	H5N1	2024.5.3	[2023.4.15]

《南北アメリカ》			
米国	H5N1	2024.7.14	[2024.6.23]
	H5N4	2022.9.10	[2023.9.6]
	H5	2024.4.1	[2024.4.29]
カナダ	H5N1	2024.4.1	[2024.1.1]
	H5N5	2024.4.1	[2024.4.29]
	H5	2024.1.1	[2024.1.3]
メキシコ	H5N1	2024.4.13	[2024.1.3]
	H7N3	2023.8.15	[2023.7.19]
	H5N2	2024.3.6	[2023.7.18]
パナマ	H5N1	2023.3.10	[2022.11.17]
エクアドル	H5N1	2024.2.27	[2023.11.14]
コロンビア	H5N1	2023.2.20	[2023.3.3]
	H5	2023.12.19	[2023.3.3]
	不明	2023.7.19	[2023.7.18]
ベネズエラ	H5N1	2024.2.27	[2022.11.17]
	H5	2023.9.19	[2023.11.20]*
ペルー	H5	2024.7.8	[2023.11.20]*
	不明	2023.2.20	[2023.7.5]
パラグアイ	H5N1	2023.5.30	[2023.10.11]
ホンジュラス	H5N1	2023.2.22	[2023.10.4]
チリ	H5N1	2023.7.3	[2023.10.17]
	H5	2023.7.3	[2023.10.20]
コスタリカ	H5	2023.11.20	[2023.10.17]
ウルグアイ	H5	2023.5.11	[2023.10.4]
	H5	2023.5.11	[2023.10.4]
グアテマラ	H5N1	2023.1.26	[2023.10.17]
アルゼンチン	H5N1	2023.7.5	[2023.10.17]
	H5	2023.10.17	[2023.10.17]
ボリビア	H5N1	2023.3.20	[2023.10.20]
	H5N1	2023.3.20	[2023.2.1]
キューバ	H5N1	2023.2.4	[2023.2.4]*
ブラジル	H5N1	2023.9.12	[2024.5.28]

\* 動物園における発生  
出典:WOAH等

**2024年7月25日現在**

※[ ]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。  
※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。  
※型別に最新の発生事例を記載  
※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。  
※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

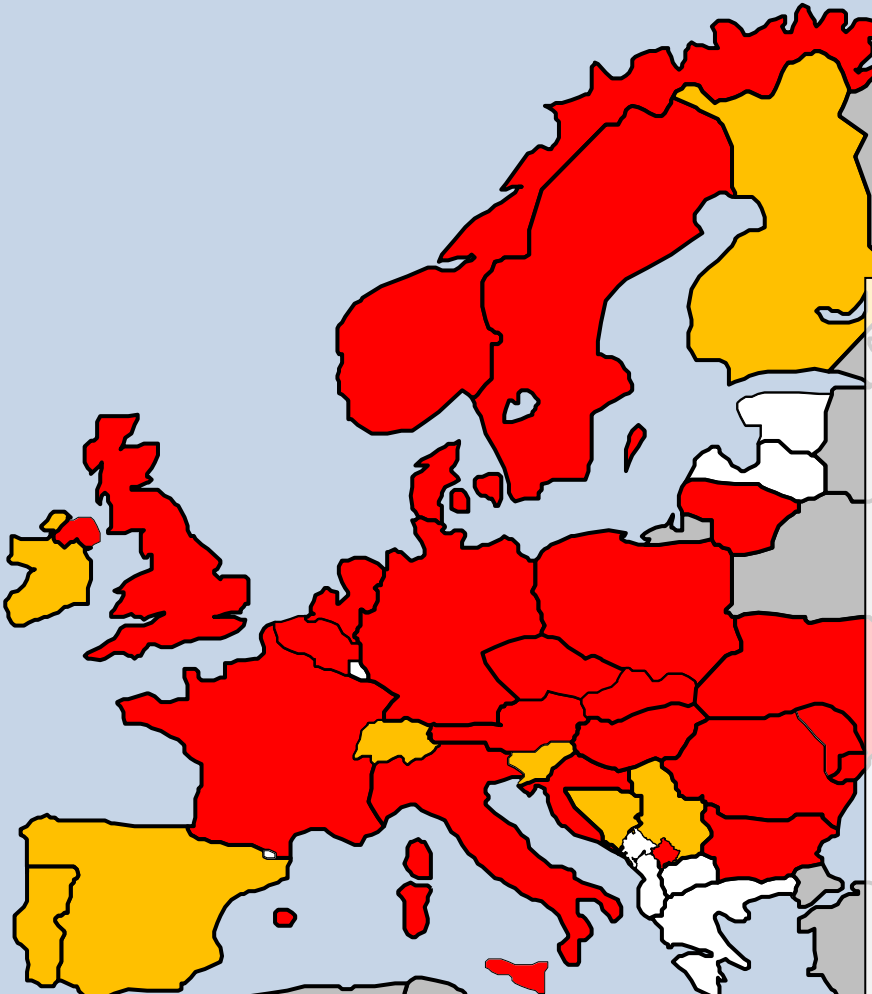


# 欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2023年10月以降)

高病原性鳥インフルエンザ発生国 ■  
野鳥のみ ■

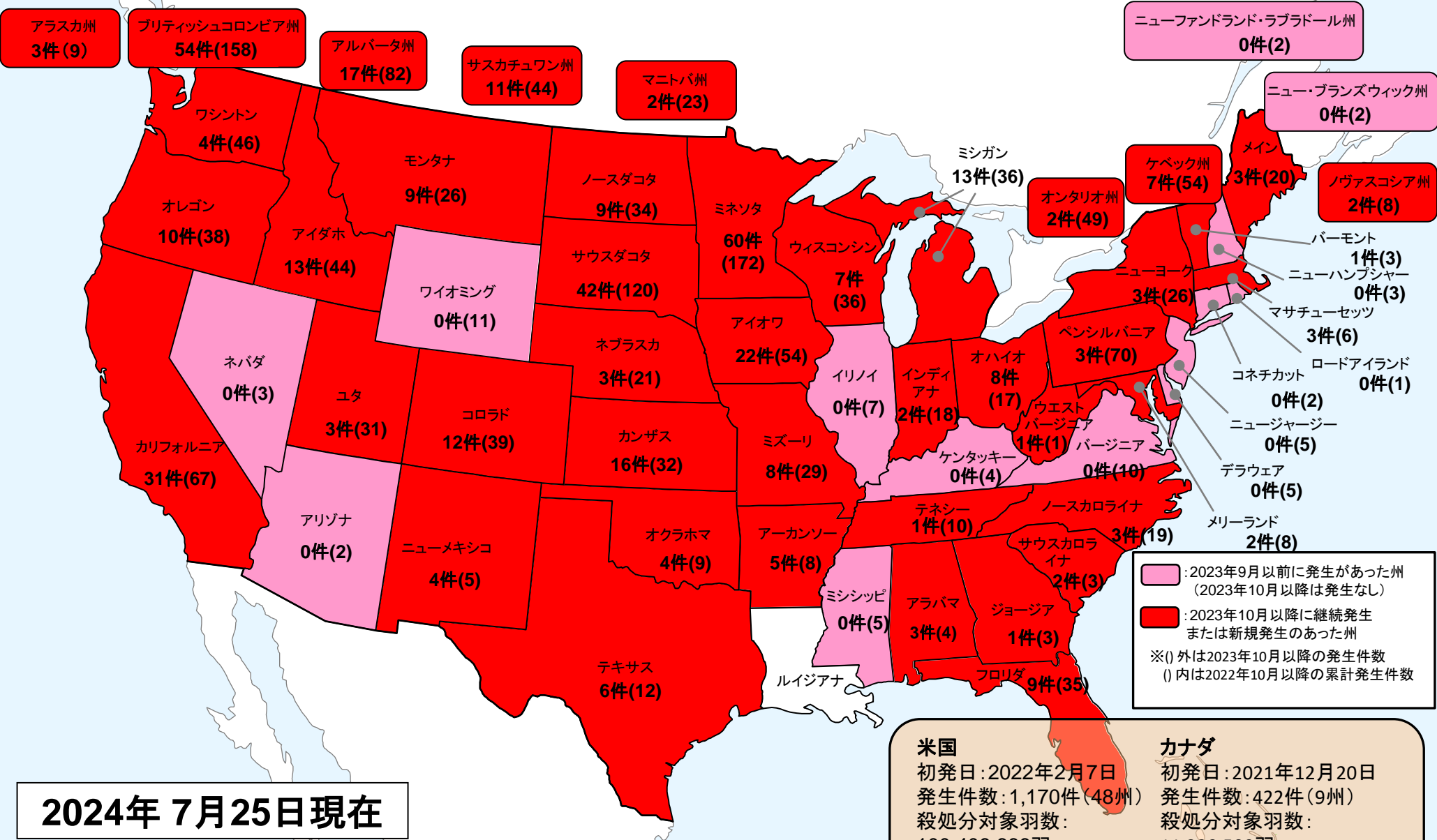
※ ()内はH5N1亜型確定件数  
家きん: 全327件、野鳥: 全599件

出典: EU報告書(掲載EFSA Journal)  
(2024年3月15日まで)



<b>オーストリア</b> 野鳥 25件(23) 家きん 4件(4)	<b>エストニア</b> 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	<b>ラトビア</b> 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	<b>ルーマニア</b> 野鳥 32件(32) 家きん 4件(4)
<b>ベルギー</b> 野鳥 6件(5) 家きん 4件(4)	<b>フィンランド</b> 野鳥 3件(3) 家きん 0件(0)	<b>リトアニア</b> 野鳥 1件(1) 家きん 1件(1)	<b>セルビア</b> 野鳥 9件(9) 家きん 0件(0)
<b>ボスニア・ヘルツェゴビナ</b> 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	<b>フランス</b> 野鳥 13件(0) 家きん 10件(10)	<b>ルクセンブルク</b> 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	<b>スロバキア</b> 野鳥 9件(9) 家きん 9件(9)
<b>ブルガリア</b> 野鳥 0件(0) 家きん 17件(5)	<b>ドイツ</b> 野鳥 152件(148) 家きん 37件(37)	<b>モルドバ</b> 野鳥 30件(30) 家きん 58件(35)	<b>スロベニア</b> 野鳥 13件(13) 家きん 0件(0)
<b>クロアチア</b> 野鳥 7件(7) 家きん 2件(2)	<b>ハンガリー</b> 野鳥 49件(49) 家きん 76件(76)	<b>オランダ</b> 野鳥 40件(39) 家きん 5件(5)	<b>スペイン</b> 野鳥 13件(13) 家きん 0件(0)
<b>キプロス</b> 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	<b>アイスランド</b> 野鳥 4件(0) 家きん 0件(0)	<b>北マケドニア</b> 野鳥 0件(0) 家きん 0件(0)	<b>スウェーデン</b> 野鳥 33件(29) 家きん 2件(2)
<b>チェコ</b> 野鳥 7件(7) 家きん 27件(27)	<b>アイルランド</b> 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)	<b>ノルウェー</b> 野鳥 8件(1) 家きん 2件(2)	<b>スイス</b> 野鳥 1件(1) 家きん 0件(0)
<b>デンマーク</b> 野鳥 71件(71) 家きん 12件(12)	<b>イタリア</b> 野鳥 19件(19) 家きん 6件(6)	<b>ポーランド</b> 野鳥 18件(18) 家きん 36件(36)	<b>ウクライナ</b> 野鳥 6件(6) 家きん 7件(7)
<b>フェロー諸島</b> 野鳥 0件(0) 家きん 1件(0)	<b>コソボ</b> 野鳥 0件(0) 家きん 1件(1)	<b>ポルトガル</b> 野鳥 6件(6) 家きん 0件(0)	<b>英国</b> 野鳥 22件(17) 家きん 6件(6)

# 北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



: 2023年9月以前に発生があった州 (2023年10月以降は発生なし)  
 : 2023年10月以降に継続発生または新規発生があった州  
 ※() 外は2023年10月以降の発生件数  
 () 内は2022年10月以降の累計発生件数

**2024年 7月25日現在**

裏庭農場での発生も含む。  
 出典: 米国農務省動植物検疫局ウェブサイト、カナダ食品検査庁ウェブサイト、WOAH-WAHIS

米国	カナダ
初発日: 2022年2月7日	初発日: 2021年12月20日
発生件数: 1,170件 (48州)	発生件数: 422件 (9州)
殺処分対象羽数: 100,406,666羽 (2023年10月以降 330羽)	殺処分対象羽数: 11,330,500羽 (2023年10月以降 95羽)
41,614,715羽	3,652,000羽

# 韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況 (2023年10月以降)

2024年5月24日12時時点  
農林水産省動物衛生課

出典: 韓国農林畜産食品部

京畿道				
2024 .1.8	安城市	採卵鶏	257,000羽	H5N6(高病原性)

忠清南道				
2023.12.8	牙山市	採卵鶏	28,052羽	H5N6(高病原性)
2024 .1.5	天安市	採卵鶏	239,078羽	H5N1(高病原性)
2024.2.8	牙山市	肉用あひる	29,000羽	H5N6(高病原性)

全羅北道				
(参考) 2023.11.2	扶安郡	肉用あひる	42,000羽	H5(低病原性)
2023.12.6	益山市	肉用種鶏	26,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.6	益山市	肉用種鶏	62,500羽	H5N6(高病原性)
2023.12.8	金堤市	採卵鶏	160,681羽	H5N6(高病原性)
2023.12.11	金堤市	採卵鶏	66,500羽	H5N6(高病原性)
2023.12.11	完州郡	種あひる	8,165羽	H5N6(高病原性)
2023.12.11	益山市	採卵鶏	144,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.12	益山市	採卵鶏	74,500羽	H5N6(高病原性)
2023.12.13	金堤市	採卵鶏	115,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.13	金堤市	採卵鶏	32,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.13	金堤市	採卵鶏	41,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.13	金堤市	採卵鶏	25,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.14	金堤市	採卵鶏	4,7000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.14	金堤市	採卵鶏	35,200羽	H5N6(高病原性)
2023.12.14	金堤市	肉用あひる	11,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.15	扶安郡	肉用あひる	42,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.15	扶安郡	肉用あひる	24,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.18	金堤市	肉用あひる	15,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.19	益山市	採卵鶏	79,000羽	H5N6(高病原性)

全羅南道				
2023.12.3	高興郡	肉用あひる	22,000羽	H5N1, H5N6 (混合感染) (高病原性)
2023.12.5	務安郡	肉用あひる	16,000羽	H5N6(高病原性)
2023.12.13	豊岩郡	肉用あひる	21,000羽	H5N1(高病原性)
2023.12.20	長興郡	肉用あひる	16000羽	H5N1(高病原性)
2023.12.22	豊岩郡	肉用あひる	21,870羽	H5N1(高病原性)
2023.12.25	宝城郡	肉用あひる	14,100羽	H5N6(高病原性)
2024 .1.3	務安郡	肉用あひる	33,000羽	H5N6(高病原性)
2024 .1.25	務安郡	種あひる	10,000羽	H5N6(高病原性)



## 高病原性鳥インフルエンザの発生状況(確定)

月	事例数	殺処分羽数(万羽)
12月	25	114.8
1月	5	90.6
2月	1	2.9
3月	0	0
4月	0	0
5月	1	2.2
計	32	210.5

慶尚北道				
2024 .1.9	義城市	採卵鶏	367,249羽	H5N1(高病原性)

慶尚南道				
2024 .5.23	昌寧郡	肉用あひる	22,000羽	H5N1(高病原性)

● : 高病原性鳥インフルエンザ発生地点  
(参考● : 低病原性鳥インフルエンザ発生地点)

(注)

- 農林水産省にて発生報告ごとに累計(予防的殺処分等は含まず)
- 事例数等は病原性が確定した事例のみ記載
- 日付は症状が確認された日または検体採取日(赤字は更新箇所及び最新情報に基づいた修正箇所)
- N亜型未記載は、未公表又は未確定。
- 低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7亜型であって高病原性鳥インフルエンザでないものを意味し、H9亜型等の鳥インフルエンザは含まない。

# 2023～2024年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの疫学調査結果のポイント

〈注〉赤字は新たな知見・提言

発生事例から得られた知見	気を付けていただきたいこと〈提言〉
<p><b>(1) 重点対策期間</b> ○今シーズンは10月4日にカラスで陽性例が確認されており、それ以前ウイルスが持ち込まれていたとみられる。 ○今シーズンの家きん発生のピークは11月及び1月、野鳥感染では11月であり、過去も同様。</p>	<p>➤特に11月～翌年1月までは重点対策期間として対策を徹底。 ➤渡り鳥の渡来及び北帰行の時期が異なる地域では地域の実情に応じ期間を設定。</p>
<p><b>(2) 農場・家きん舎への人・物を介したウイルス侵入防止</b> ○今シーズンの発生数の減少については、複数の要因が考えられる中、昨シーズンを受けた生産者の飼養衛生管理の向上も寄与していると考えられる。 ○他方、発生農場では基本的な飼養衛生管理が十分実施されておらず、消毒・行為等の不備により人を介してウイルスが持ち込まれた可能性のある事例、鶏舎の壁の穴・防鳥ネット設置の不備等により、野鳥等を介してウイルスが持ち込まれた可能性がある事例があった。また、家保への定期報告とも齟齬がある事例が見られた。</p>	<p>➤家保やかかりつけ獣医師等の有識者の第三者の視点や、<u>飼養衛生管理支援システムも利用しながら、自らの農場の飼養衛生管理基準の順守状況を正しく理解・評価し、様々なところにウイルスの侵入リスクがあることを念頭に置いて衛生管理の向上に努める。</u> ➤<u>改善指導した家保は、指導のみで終わらせることなく、飼養者による改善措置が確実に実施されたことを確認する。この際、期限を設けて写真等とともに改善報告させることも有効。</u></p>
<p><b>(3) 既発農場における対策</b> ○2例目（茨城県）、4例目（鹿児島県）で昨年の発生農場において再発。再発農場では、<u>経営再開時に衛生対策・施設の改善が確認されているものの、継続的な飼養衛生管理が行われていないと考えられる点がみられた。</u> ○過去、本病の発生があった農場・周辺地域は、既に本病が発生する環境要因がそろっており、本病の発生リスクが特に高い地域であることを認識する必要。</p>	<p>➤<u>飼養者は（2）の取組を通じ、飼養衛生管理基準の順守状況を正しく理解・評価することが求められる。</u> ➤<u>都道府県においては、これらの農場・周辺地域の農場の飼養衛生管理の状況を確認するとともに、（2）の取組も用いつつ、シーズンを通じて飼養衛生管理の実効性が担保されるよう、重点的に指導することが重要。</u></p>

発生事例から得られた知見	気を付けていただきたいこと〈提言〉
<p><b>（４）農場周辺の水場・環境での野鳥・野生動物対策</b>            ○発生農場の近隣では水場が多く観察されたほか、有機肥料工場がある事例や、餌に誘引されたカラスが上空を飛んでいる事例があった。            ○野生動物の生息に適した雑木林等がある事例も多かった。</p>	<p>➤農場周辺のため池等の水抜きや、周辺施設においてカラス等の野鳥を誘引する状況を作らないなど、<u>地域が一体となった対策の実施。</u>            ➤農場においても、<u>家きん舎及び堆肥舎での防鳥ネット等の適切な使用、餌タンク等の清掃、集卵ベルトのシャッター設置、死体・廃棄卵の適切な処理等が重要であり、<u>テグス等の効果的な使用も追加対策として有効。</u></u></p>
<p><b>（５）早期通報の徹底</b>            ○死亡増加の始まりから通報まで数日を要した例では4例中3例で環境材料においてウイルスを検出、それ以外の例では7例中1例でウイルスを検出した。            ○早期発見・早期通報は周辺農場へのまん延リスク低減対策としても重要。</p>	<p>➤<u>都道府県は、まん延リスクを減らすため、飼養者に対し早期発見・早期通報の徹底を指導するとともに、飼養者は毎日健康観察を適切に行い、異状を確認次第家保に通報。</u>なお、特定症状を示している場合は他の伝染性疾病が疑われる場合であっても、速やかに家保に通報しなければならない。            ➤<u>防疫作業における優良事例の共有、作業者の育成を行うとともに、殺処分対象羽数を減らすための分割管理の推進。</u></p>
<p><b>（６）情報収集・調査研究</b>            ○我が国へのHPAIの侵入リスクの予察及び低減のためには、海外の発生状況、国内の感染状況の調査・監視が重要。</p>	<p>➤海外の発生状況や国内の家きん・野鳥に由来するウイルスの遺伝子解析等を実施。            ➤<u>じん埃、ハエ等を介した侵入リスクの検証を実施。</u></p>
<p><b>（７）その他</b>            ○2024年3月以降、米国において乳牛におけるHPAIの感染が確認されている。米国から日本への生体牛の輸入は2003年以降停止されており、感染牛が日本に入ることはない。</p>	<p>➤牛の飼養農場においてはHPAIVに限らず、野鳥等からの感染防止のため、基本的な飼養衛生管理の徹底を図ることが重要。都道府県は、飼養牛に乳量の減少、食欲低下等が見られた場合には、隔離の上家保等に連絡するよう指導するとともに、原因が特定されない場合には、HPAIの可能性も考慮する。</p>

# 発生農家に対する経営再開支援について

## 【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した家きんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。

### 【評価額の算定方法】

- ・ヒナ導入価格に、エサ代等、飼養に要した費用(生産費)を積み上げ。
- ・採卵鶏については、産卵最盛期以降、飼養日数に応じ、廃鶏時の価格まで減損。

## 【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分**を支援。

## 【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な**家きんの導入、飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金（貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：経営費の6か月分又は600万円※）の活用が可能。

※発生農家が原油価格・物価高騰や、新型コロナウイルス感染症の影響も受けている場合は、貸付限度額は経営費の18か月分または1800万円

### 【参考：経営再開状況（令和6年5月10日時点）】

- 令和4年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザ発生農場（展示施設等の経営形態を除く）は81農場（77経営体）。このうち、**73農場（70経営体）が経営を再開**。
- 採卵鶏農場においては、61農場（57経営体）のうち、**55農場（52経営体）が経営を再開**（約1332.2万羽導入済み（殺処分対象羽数の約80.5%））。

# 米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について

2024年7月23日

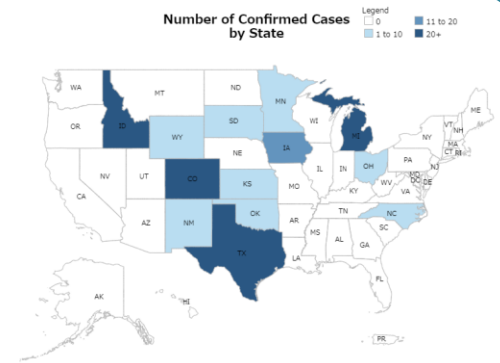
農林水産省消費・安全局動物衛生課

## 乳牛における感染状況等

### ○ 13州168農場（2024年7月23日時点）

〔テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州〕

- 牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等。重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く10日程度で回復。
- ウイルスは野鳥や家きん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型。初期は野鳥から乳牛へ感染したとみられるが、乳牛は乳中にウイルスを多く排出するため、搾乳作業を介して牛から牛への感染が起こったと推定。
- 州間伝播は牛の個体移動により起こり、酪農場間伝播は搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。家きん農場への伝播も疫学調査が進められている。
- 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け。



米国農務省（USDA）ウェブサイトより

## 牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

- 市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き消費者の健康リスクに懸念はないとの見解。市場に流通する牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 肉用牛で本病は確認されていない。USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。市場に流通するひき肉での調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 2024年4月1日以降、感染した牛と接触した4名のHPAI感染を確認。1例目、2例目及び4例目は目の症状のみ、3例目は咳などの上気道症状及び目の不快感を示したが、いずれも軽症で回復済み又は回復中と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解。

## 農林水産省の対応状況

- 都道府県に対し、牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年4月3日）。

# 米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）について

ホーム > 消費・安全 > 家畜の病気を防ぐために > その他の家畜の疾病情報

## 米国における乳牛の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）に関する情報

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/other\\_diseases.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/other_diseases.html)

### Q&Aも掲載

米国における牛のHPAIウイルス感染の状況を教えてください。

2024年3月、米国カンザス州及びテキサス州の乳牛においてHPAIウイルス（H5N1亜型）の陽性が確認され、その後、複数の州の農場（すべて乳牛）で感染が確認されています（2024年7月5日時点で、12州140農場）。

※ 最新の状況は、米国農務省（USDA）ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.aphis.usda.gov/livestock-poultry-disease/avian/avian-influenza/hpai-detections/livestock>

牛はどのように感染したのですか。

野生の渡り鳥がウイルスのももとの由来と考えられていますが、米国におけるこれまでの調査では、牛の移動によって感染したケースも確認されています。

乳牛では、乳中に多くのウイルスが検出されることから、搾乳作業を介したウイルスが伝播すると考えられています。一方、呼吸器サンプルからは高濃度のウイルスは検出されておらず、呼吸器を介した感染は主要な感染経路ではないと考えられています。

また、州間伝播は乳牛の個体移動によるもの、酪農場間伝播は搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられています。

ウイルスは野鳥や家きんのインフルエンザウイルスと同じですか。

乳牛から検出されるウイルスは、H5N1亜型（clade2.3.4.4b）のHPAIウイルスであり、野鳥や家きん（稀に野生ほ乳類）から検出されるウイルスと同じグループです。

これまでの解析結果によると、人への感染性を上昇させるような遺伝子変異は見られていないということです。

一方でウイルスの遺伝子解析の結果から、これまでに酪農場から家きん農場への伝播事例

米国では牛での感染拡大防止のためどのような対策がとられていますか。

2024年4月24日付け連邦命令により、4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛にHPAI検査を行うことが義務付けられました（と畜場へ直行する牛は検査の対象外）。

USDAでは、感染牛は致死的ではなく回復することから、感染牛や牛群の殺処分は必要ではないとしており、感染牛は他の牛群から隔離されているということです。

その他、牛の移動は可能な限り控えること、臨床症状を示す牛は農場から移動させないこと、農場に出入りする牛は30日間隔離すること、牛を移動させる場合は健康な牛に限ること等が推奨されています。

牛乳や乳製品の流通に影響があるでしょうか。

米国食品医薬品局（FDA）及びUSDAによれば、市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌されていること、また病気の牛に由来する乳は市場に出荷されないことから、市場における乳の供給は安全性が確保されているとしています。また、現時点で乳牛における感染は非常に限定的であり、牛乳・乳製品の供給や価格に大きな影響はないとしています。

なお、FDAでは、市場に流通する牛乳や乳製品のサンプル調査を行っており、HPAIウイルスの断片は検出されていますが、ウイルスは検出されておらず、加熱殺菌が有効であるとしています。

肉用牛の感染事例はあるのでしょうか。

米国では、これまでのところ肉用牛の感染は確認されていません。

USDAでは、と畜場において病気の牛が食用に供されないよう検査が行われており、牛肉の安全性は確保されているとしています。

なお、USDAでは、市場のひき肉サンプルの調査を行っており、これまでウイルスは検出されていません。



# 我が国におけるアフリカ豚熱対策の状況について

**農林水産省**

令和6年7月

# アフリカ豚熱とは

## アフリカ豚熱とは

- (1) 原因：アフリカ豚熱ウイルス (African swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、イノシシ (ダニによっても媒介) ※人には感染しない
- (3) 分布：アフリカ、欧州の一部 (ロシア及びその周辺国、東欧) のほか、平成30年8月に中国で発生 (アジアで初の発生) 以降、日本など一部を除くアジア全域に感染拡大。 ※ 日本未発生。
- (4) 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。  
現在の世界流行株では急性経過で死亡。  
※ 豚熱に酷似するがより病原性は強い傾向。  
※ ワクチン、治療法はない。  
※ ウイルスは環境耐性があり、食肉・死体等でも長期に感染性保持。  
→感染動物は急激に弱る・死亡＋死体のウイルスは長期間残存  
→イノシシ感染事例では死体対策が極めて重要



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona, Spain Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain)

## 豚熱とは (参考)

- (1) 原因：豚熱ウイルス (classical swine fever virus)
- (2) 宿主：豚、イノシシ ※人には感染しない
- (3) 分布：欧州、アジア、アフリカ、南米の一部の国々  
※ 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。  
飼養豚では21都県、野生イノシシでは37都府県で発生 (令和6年7月時点)。
- (4) 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。発熱・白血球減少。  
※ 有効なワクチンが存在

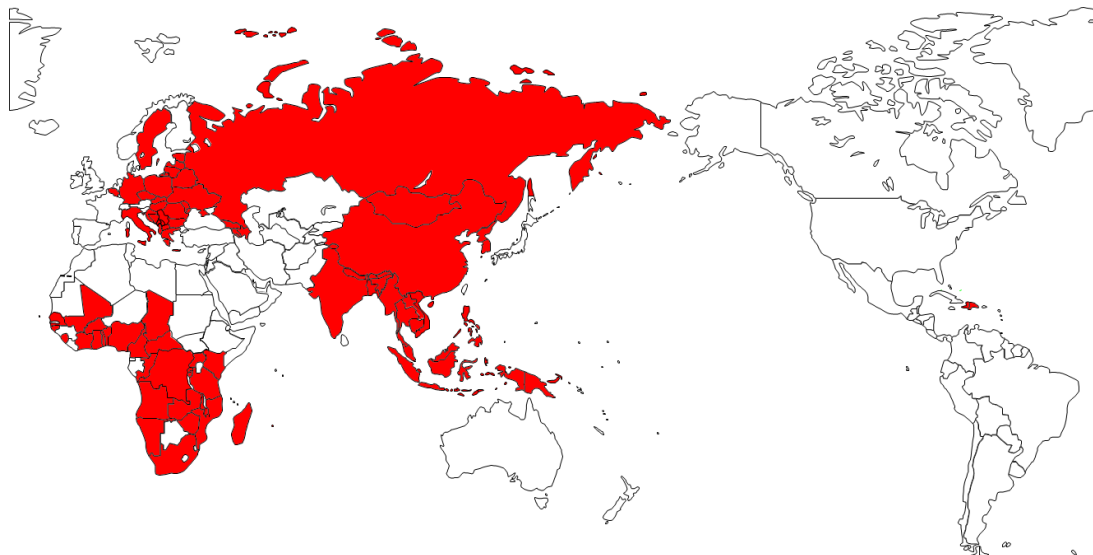


【皮膚紫斑 (しはん)】

(出典：動物衛生研究部門)

# アフリカ豚熱の発生状況

- 2018年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国やベトナム等アジア全域に感染が拡大。  
特に、韓国では2019年9月の発生確認以来、飼養豚、野生イノシシで、徐々に感染が拡大。2023年12月には、我が国へのフェリー定期便の発着港を有する釜山広域市で感染を確認。（直近では飼養豚では2024年7月に発生し、野生イノシシでは2024年7月に感染を確認）。
- 東アジアでアフリカ豚熱が発生していないのは、**日本、台湾のみ**。
- 既に、我が国に違法に持ち込まれた畜産物から、**アフリカ豚熱ウイルスが4件で分離**されているほか、**ウイルス遺伝子についても中国やベトナム等を中心に219例検出**されており（2024年6月末時点）、**旅行者により持ち込ませないための出国前の対応**や国際郵便物を含めた水際対策の強化により、事前に侵入を防止することが極めて重要。
- 万が一、野生イノシシに侵入を許した場合、**豚熱と異なり有効性が認められたワクチンがない**ことから、農場の飼養豚については、飼養衛生管理の向上が必要であるとともに、**野生イノシシについて、死体が感染源となるため、死体を衛生的に処理する必要**。



■ = 2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

[参考] 違反の実例



中国からの旅客に持ち込まれた違法豚ソーセージ  
(感染性のあるアフリカ豚熱ウイルスを検出した事例あり)

(参考) 豚熱、アフリカ豚熱の病原性に関する比較

	伝播性	致死率
豚熱	++	+
アフリカ豚熱	+	++

伝播性：感染しやすさ（ウイルスに接触した豚のうち感染する個体の割合）  
致死率：感染し、発症した豚のうち、死亡した個体の割合

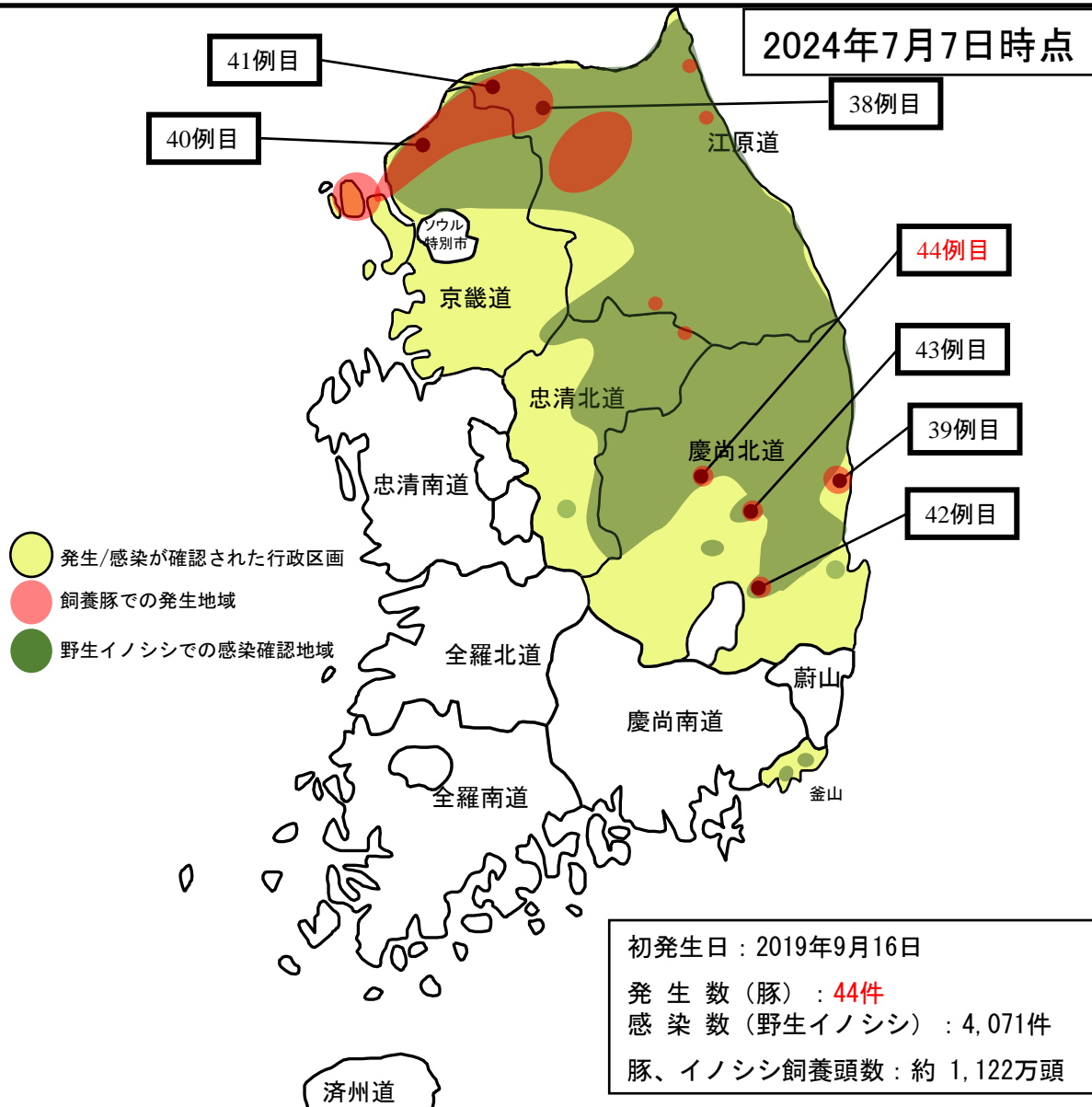
出典：FLI（ドイツ連邦動物衛生研究所）作成資料

# 韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

韓国で北部から南部へと徐々に発生が拡大していた中で、**昨年12月に釜山広域市で急に野生イノシシでの感染が確認され**、1月には、**日本に向かうフェリーターミナルに近い場所でも野生イノシシでの感染が確認**。

## 【飼養豚での事例】

事例	発生日	発地域
1	2019/9/16	京畿道坡州市
2	2019/9/17	京畿道漣川郡
3	2019/9/23	京畿道金浦市
4	2019/9/23	京畿道坡州市
5	2019/9/24	仁川広域市江華郡
6	2019/9/25	仁川広域市江華郡
7	2019/9/25	仁川広域市江華郡
8	2019/9/26	仁川広域市江華郡
9	2019/9/26	仁川広域市江華郡
10	2019/10/1	京畿道坡州市
11	2019/10/1	京畿道坡州市
12	2019/10/2	京畿道坡州市
13	2019/10/2	京畿道金浦市
14	2019/10/9	京畿道漣川郡
15	2020/10/8	江原道華川郡
16	2020/10/9	江原道華川郡
17	2021/5/4	江原道寧越郡
18	2021/8/7	江原道高城郡
19	2021/8/15	江原道麟蹄郡
20	2021/8/25	江原道洪川郡
21	2021/10/5	江原道麟蹄郡
22	2022/5/26	江原道洪川郡
23	2022/8/18	江原道楊口郡
24	2022/9/18	江原道春川市
25	2022/9/19	江原道春川市
26	2022/9/28	京畿道金浦市
27	2022/9/28	京畿道坡州市
28	2022/11/9	江原道鉄原郡
29	2023/1/5	京畿道抱川市
30	2023/1/11	江原道鉄原郡
31	2023/1/22	京畿道金浦市
32	2023/2/11	江原道襄陽郡
33	2023/3/19	京畿道抱川市
34	2023/3/29	京畿道抱川市
35	2023/3/31	京畿道抱川市
36	2023/4/13	京畿道抱川市
37	2023/7/18	江原道鉄原郡
38	2023/9/25	江原道華川郡
39	2024/1/15	慶尚北道盈徳郡
40	2024/1/18	京畿道坡州市
41	2024/5/21	江原道鉄原郡
42	2024/6/15	慶尚北道永川市
43	2024/7/2	慶尚北道安東市
44	2024/7/7	慶尚北道醴泉郡



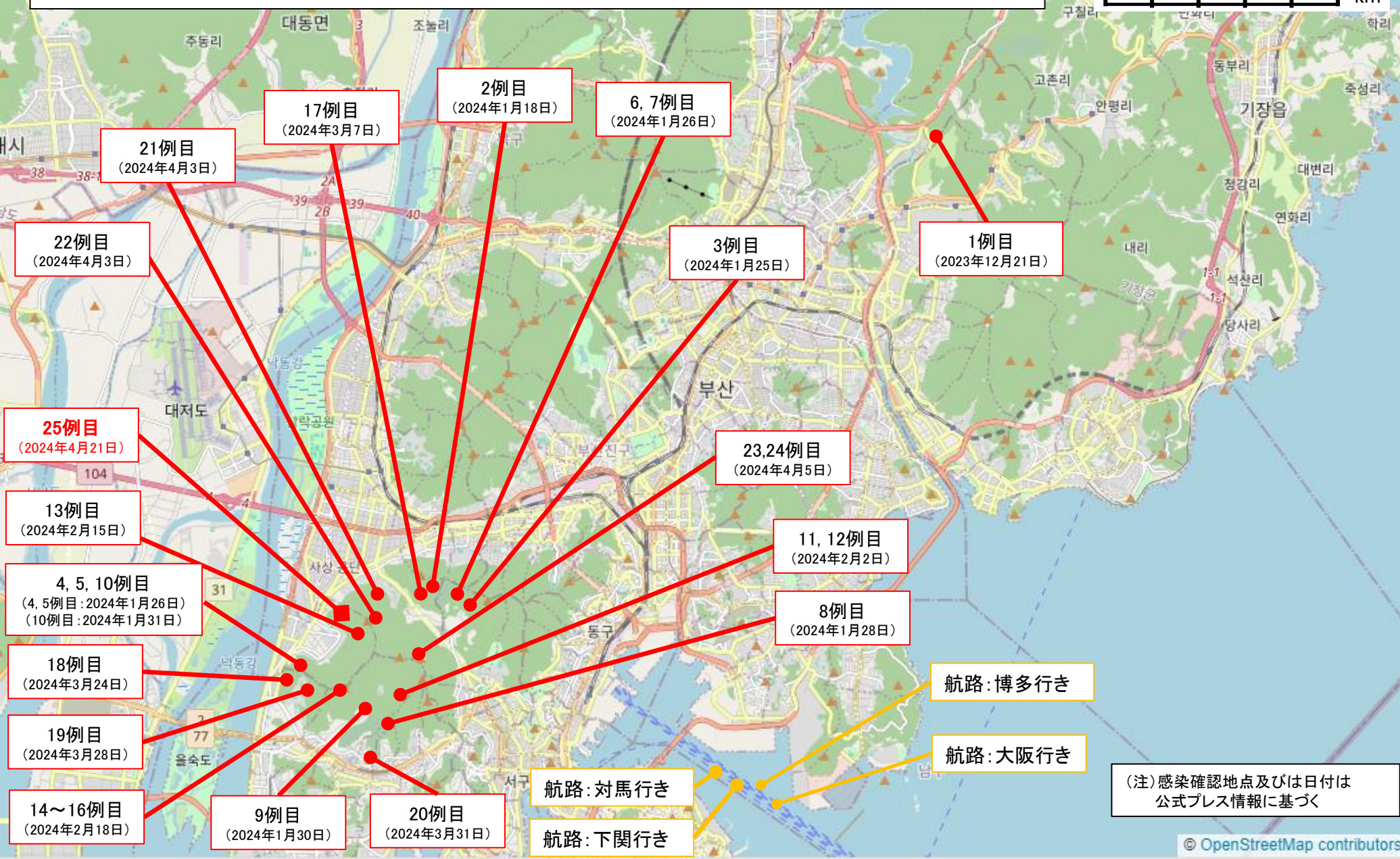
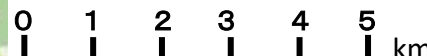
## 【野生イノシシでの事例】

道	市郡	事例数
京畿道	坡州市	100
	漣川郡	418
	抱川市	94
	加平郡	62
	鉄原郡	37
	華川郡	431
	春川市	222
	楊口郡	81
	麟蹄郡	158
	高城郡	12
江道	寧越郡	260
	襄陽郡	36
	江陵市	111
	洪川郡	63
	平昌郡	46
	東草市	1
	旌善郡	181
	横城郡	63
	三陟市	106
	原州市	83
忠清北道	太白市	19
	東海市	8
	丹陽郡	197
	堤川市	95
	報恩郡	73
	槐山郡	12
	陰城郡	1
	忠州市	115
	尚州市	128
	蔚珍郡	68
慶尚北道	聞慶市	78
	榮州市	20
	醴泉郡	19
	奉化郡	90
	盈徳郡	123
	安東郡	68
	英陽郡	108
	青松郡	102
	浦項市	84
	永川市	46
義城郡	27	
釜山広域市	釜山広域市	25
合計		4,071

※ 韓国当局公表資料を元に作成  
飼養頭数: FAO統計(2021)による  
※ 赤字は2024年7月3日時点から更新

# 韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況 – 釜山広域市における感染拡大状況 –

## 韓国釜山・野生イノシシASF感染確認25例目 (2024年4月22日時点)



(注) 感染確認地点及びは日付は公式プレス情報に基づく

# 日本にアフリカ豚熱を侵入させないために必要な対策

幾重にもウイルスを殺す機会を作る！  
幾重にもウイルスと動物の接触機会をなくす！

## 海外対策

<旅行者 & 船舶・航空機>

## 水際対策

<空港 & 海港>

## 国内対策

<農場 & 野生イノシシ>

出国前から日本に持ち込ませない

- 旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



国内に侵入させない

- 家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- 旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



周知徹底

周知徹底

動物検疫所



海外からの旅行者等に向けた広報等



農場に侵入させない

- 飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- 旅行者等への周知徹底 <ゴミ放置禁止、消毒等>
- 消毒・洗浄ポイントの設置等



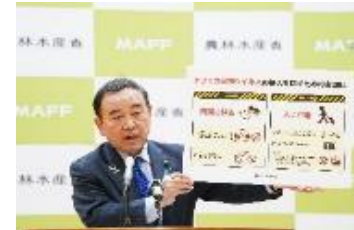
都府県

# アフリカ豚熱対策の更なる強化

日本に持ち込ませない・侵入させない

- ・ **出国前の旅行者に対するSNSを利用した情報発信・旅券発券時のリーフレット配布等を継続的に実施するとともに、旅行代理店、技能実習生等への注意喚起と情報発信・注意喚起を実施。**
- ・ **訪日韓国人旅行者に影響力を持つ人気韓国人ブロッガーから、畜産物持ち込み禁止及び靴や自転車の泥を落とすこと等についての情報発信。**
- ・ **韓国からの全ての船舶及び航空便に対して、家畜防疫官による検査を実施中。釜山からの船舶に対しては全ての旅客に口頭質問を実施し、トレッキングシューズ、ゴルフシューズ等の要消毒物品に対して対応を確実に実施し、検疫探知犬についても活動回数を増加。航空便に対しても検疫探知犬の活動回数を増加。**
- ・ **釜山定期旅客船の就航する5港(下関港、博多港、比田勝港、厳原港、大阪港)において、車両、自転車等の消毒を実施。**

<大臣による注意喚起>



<空港等での注意喚起>



野生イノシシに感染させない

- ・ **釜山広域市と主要な定期フェリー航路を有している県を中心に、韓国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定して、効果的に野生イノシシ等への侵入防止対策を新たに実施。**
- ・ **野生イノシシへ侵入した際に備え、野生イノシシの衛生的な死体処理等の初動対応の基本方針案を公表するとともに、特殊な防疫資材(簡易電気柵、納体袋)等を備蓄。また、各都道府県でアフリカ豚熱に関する防疫演習が実施できるよう支援。**

<侵入時に備えた防疫演習>



農場に侵入させない

- ・ **生産者をはじめとする関係者に対して侵入リスクが高まっている危機感を共有し、農場における飼養衛生管理の徹底等について改めて指導するとともに、万が一の侵入時に的確な初動対応ができるよう、都道府県における防疫体制を関係部局と連携し構築するなどの準備をすすめるよう改めて通知。**

<生産者向け注意喚起資料>

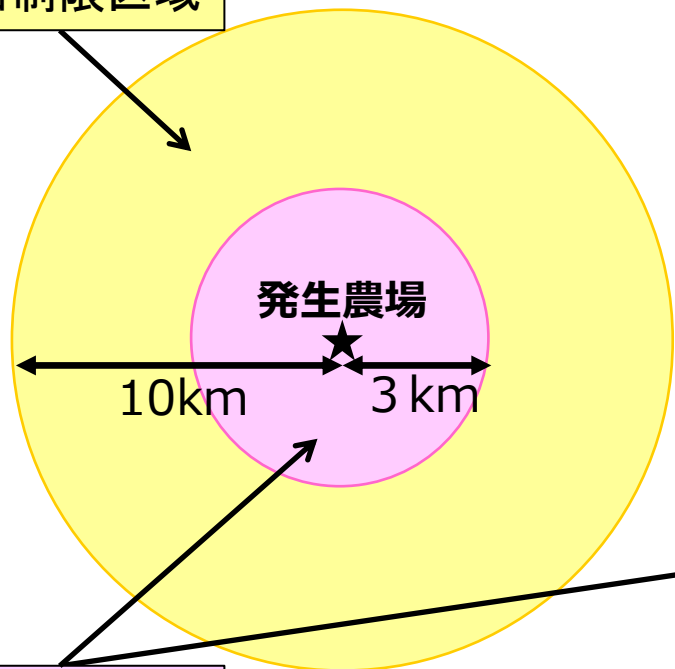


# アフリカ豚熱発生確認時の移動・搬出制限について

## 飼養豚で発生した場合

発生農場については、殺処分等の防疫措置による封じ込め措置に加え、移動・搬出制限の設定、周辺農場等におけるまん延防止対策を講じる

搬出制限区域



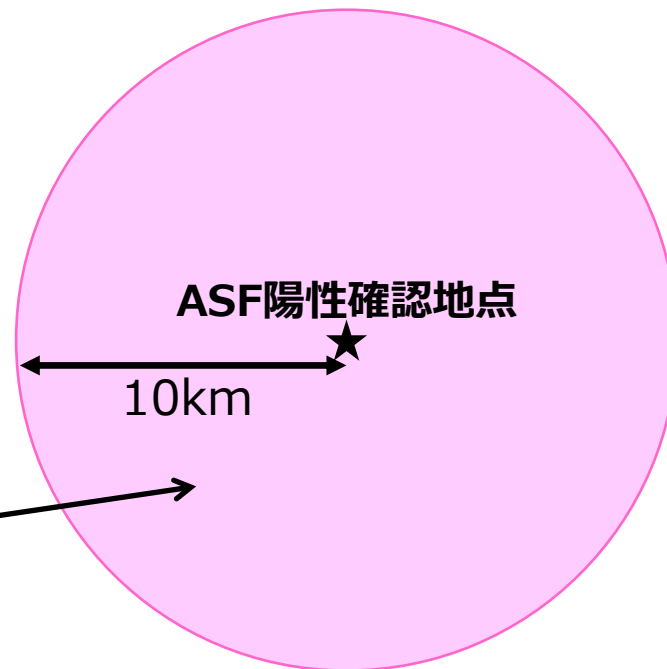
移動制限区域

- ・移動制限区域内の**農場の臨床・遺伝子検査**等を実施
- ・制限区域内を中心に豚等を飼養する**農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導**
- ・死亡及び捕獲した**野生イノシシについて、遺伝子検査**等を実施

※感染拡大の防止が困難と考えられる場合、500m～3kmの間で範囲を指定し、予防的殺処分の実施を検討。

## 野生イノシシで確認された場合

発見した死体については、焼却・埋却や消毒処理による封じ込め措置に加え、移動制限の設定、周辺農場、野生動物へのまん延防止対策を講じる





# アフリカ豚熱が野生イノシシで確認された際の防疫対応の実施内容と範囲

- ・積極的死体捜索
- ・死体対応（検査）
- ＜注：原則捕獲はしない＞

- 緩衝地帯（バッファゾーン）
- ・草刈り
- ・罠の設置、電気柵等
- ・捕獲とサーベイランス

- ・捕獲強化
- ・サーベイランス強化
- ・死体対応

感染死体  
発見地点

歩行者消毒ポイント  
車両消毒ポイント

登山口  
駐車場

歩行者消毒ポイント

ロッジ

3 km

車両消毒ポイント

登山口  
歩行者消毒ポイント

10 km

登山口  
歩行者消毒ポイント  
駐車場  
車両消毒ポイント

車両消毒ポイント

消毒の徹底等により

以下は通行遮断の例外とする（案）

- ・通勤、通学
- ・医療及び福祉
- ・山林、道路、電線、水道等の保守管理 等

- 通行遮断・制限対象
- 通行制限なし

海外では初動防疫時に林業は通行遮断となる場合もあるが、日本の地理的状況等を踏まえ、林業の防災面への効果など、林業の重用性を踏まえ例外とする予定。

# 他省庁との連携が必要な対応について

## 1. 水際対策の徹底

- ・ 出国前から日本に持ち込ませないための注意喚起等については、在外公館（外務省）、空港・港湾・観光関係団体（国土交通省及びJNTO）、CIQ関係機関（法務省入管庁、財務省関税局、厚生労働省検疫所）、郵便局（総務省）、大学等（文部科学省）、技能実習生監理団体（JITCO）、航空会社、船舶会社、水産庁（漁業関係者）からの協力を得ながら対応しているところ。

## 2. 野生イノシシ対策

- ・ 万が一の侵入時に備えた野生イノシシにおける死体処理等の初動対応の方針について、環境省と協力しながら策定中。
- ・ 野生イノシシにおけるサーベイランスを環境省（国立環境研究所）と協力しながら実施中。

## 3. 発生時のまん延防止対策

- ・ 万が一発生した際の対応について、都道府県内の関係部局が集まり、防疫計画の策定や防疫演習をしながら体制構築を図っているところ。
- ・ 発生時には、病原体の封じ込め措置に加え、道路の通行制限や消毒ポイントの設置等について、警察や国土交通省と調整・情報共有を行いながら実施。

（※迅速な防疫措置のため、都道府県を挙げた動員体制を講じてもなお対応が困難である場合には自衛隊(防衛省)への災害派遣要請も検討。）

(参考資料)

# 我が国の野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策の現状：検査状況

○平成30年9月から全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始

※農水省がR3年度以降に最低限必要と通知している検査水準：1県当たり299頭/年

○299頭に達している都道府県は、令和2年度6県、令和3年度16県、令和4年度31県、令和5年度33県と増加

年度ごと※1の野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の検査数 ：検査数が299頭以上

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
北海道	0	0	0	0
青森	4	6	8	50
岩手	136	399	423	529
宮城	142	484	370	334
秋田	40	39	55	102
山形	173	370	278	339
福島	195	210	56	328
茨城	586	981	1168	1016
栃木	516	494	633	624
群馬	20	653	961	1127
埼玉	91	538	761	882
千葉	79	78	278	919
東京	10	3	2	8
神奈川	381	462	377	348
新潟	245	219	224	320
富山	226	261	609	1166
石川	304	239	675	744
福井	31	55	282	499
山梨	52	143	196	230
長野	39	2	918	946
岐阜	133	302	284	288
静岡	2318	3003	3912	4064
愛知	126	217	314	614
三重	43	9	4806	3766

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
滋賀	556	452	549	554
京都	25	22	51	70
大阪	9	13	63	93
兵庫	112	78	56	16
奈良	34	82	216	257
和歌山	236	307	306	493
鳥取	91	301	416	508
島根	5	283	410	523
岡山	40	70	540	319
広島	6	148	331	311
山口	4	292	310	245
徳島	20	99	319	196
香川	20	427	366	502
愛媛	72	300	358	407
高知	0	47	301	293
福岡	14	152	636	276
佐賀	13	49	349	479
長崎	41	67	315	315
熊本	58	127	304	399
大分	34	231	325	413
宮崎	59	326	315	474
鹿児島	37	151	305	385
沖縄	7	7	65	312
合計	7383	13198	24796	27083

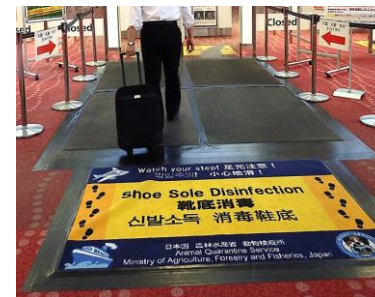
※1：4月1日から3月31日までの1年間を集計（R6.4.2時点）

# 港湾施設、ゴルフ場等におけるアフリカ豚熱対策について

## ○港湾施設

港湾関係者やフェリー会社に対し、以下の取組について協力要請。

- 韓国での乗船前の車両洗浄の実施
- 韓国乗船手続き場でのポスター、リーフレット掲示による注意喚起
- 船内アナウンス、ポスター掲示による注意喚起
- 日本到着後の車両、靴底等の消毒の実施



## ○ゴルフ場等

ゴルフ場や旅館等に対し、以下の取組について協力するよう関係団体を通じて要請(今後、都道府県、動物検疫所、地方農政局が各ゴルフ場等を訪問し、以下の取組への協力について直接要請)。

- 靴底等の洗浄・消毒、海空港における携帯品検査についてのウェブサイトや予約の際の事前周知
- 利用旅客に対するリーフレットの配布
- ゴルフ場・宿泊施設の施設内における動物検疫にかかるポスターの掲示
- ゴルフ場・宿泊施設利用前後の靴底等の洗浄・消毒の実施

<掲示用のポスター>



<ゴルフ用品の把握>



<個別の聞き取り>



海外からの旅行者の皆様へ

# アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、  
野外で絶対に捨てないでください！



2

靴の土は落としてから外出しましょう。



3

家畜がいる施設に  
近寄らないようにしましょう。



4

野生イノシシや罿・柵がある地点に  
近寄らないようにしましょう。



5

消毒ポイントでは  
指示に従ってください。



農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/consumer.html>



일본으로 입국하시는 여러분께!

# 아프리카돼지열병 바이러스 유입방지



1

고기를 포함한 식품은  
절대 야외에서 버리지 마세요!



2

신발에 묻은 흙은 반드시 털고  
난 후에 나가 주세요.



3

가축이 있는 축사 등에는  
접근하지 않도록 해 주세요.



4

야생 멧돼지나 멧이나 울타리가  
있는 곳에서는  
접근하지 않도록 해 주세요.



5

소독하는 곳에서는  
지시에 따라 주세요.



Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan

[https://www.maff.go.jp/e/policies/ap\\_health/animal/csf\\_asf.html](https://www.maff.go.jp/e/policies/ap_health/animal/csf_asf.html)



# 発生農家に対する経営再開支援について

- アフリカ豚熱が発生した農場に対しては、原則として殺処分された家畜の評価額の全額を手当金として交付。
- これに加えて、**家畜防疫互助基金**や**飼料・営農資材の購入**等に要する資金の低利融資も用意。

## 【家畜伝染病予防費】

- 発生農場の早期経営再開に向け、家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した豚、イノシシに対する手当金**について、原則として**評価額の全額を交付【全額国費】**。予防殺された家畜については、生産に要する費用その他の通常生ずべき損失を補償。

## 【家畜防疫互助基金支援事業】

- また、経営再開に向けた支援として、発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分を支援**。

## 【家畜疾病経営維持資金・農林漁業セーフティネット資金】

- さらに、経営再開に必要な**家畜の導入、飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、家畜疾病経営維持資金（貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の6か月分※又は600万円）の活用が可能。

※簿記記帳を行っている場合